

神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）修正の概要

第1編 風水害等災害対策の計画的な推進

体 系		修正の内容
第3章 計画の推進主体とその役割		
第3節	県民等の責務	・防災基本計画の修正に伴い県民の責務について、自ら災害教訓の伝承に努めることを追加
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	・災害救助法に基づく資源配分の連絡調整について追加 ・新たに指定された指定地方公共機関（ケーブルテレビ局）を追加

第2編 風水害対策編

体 系		修正の内容
序章 神奈川県水防災戦略		・令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）やかながわ気候非常事態宣言を踏まえて策定された神奈川県水防災戦略について追加
第1章 災害に強いまちづくり		
第3節	治水対策	・土砂、洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施することを追加 ・水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができることを追加
第7節	高潮対策	・平成31年4月に東京湾沿岸（神奈川県間）において、高潮浸水想定区域の指定ならびに高潮特別警戒水位を設定したことを追加 ・港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進することを追加
第9節	土砂災害対策	・地形や地質等の要因により、山地災害で人家や公共施設等に被害を与えるおそれがある箇所を「山地災害危険地区」に設定し、県民に対する周知やパトロールを実施することを追加

体 系		修正の内容
第 13 節	ライフラインの安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電などの導入や電気自動車・燃料電池自動車などの分散型電源の普及促進を図ることについて修正
第 2 章 災害時応急活動事前対策の充実		
前文		<ul style="list-style-type: none"> ・ 神奈川県災害時広域受援計画の修正内容を反映 ・ 平成 30 年 12 月に災害救助に係る神奈川県資源配分計画を策定したことを追加
第 1 節	災害時情報の収集・提供体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の状況等により、協定締結先に無人航空機（ドローン）の派出を要請し、情報収集に努めることを追加 ・ 情報通信技術の発達を踏まえ、AI や SNS など、積極的な活用を図る必要性について追加
第 2 節	災害対策本部等組織体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地災害対策本部に係る見直し内容を追加 ・ 改正災害救助法に伴い資源配分計画を策定したことを追加 ・ プッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムなどの国の取組みを受けた体制の確保の必要性について追加
第 5 節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 30 年 7 月豪雨の教訓を踏まえ、平成 31 年 3 月に「避難勧告等に関するガイドライン（内閣府）」が改定され、住民が主体的に避難行動をとれるよう、5 段階の警戒レベルによる分かりやすい防災情報を提供し、避難行動等を支援することなどが示されたことを追加 ・ 避難所運営において、性的マイノリティの方への配慮の必要性について追加 ・ 県避難所マニュアル策定指針の改正を受け、市町村は被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めることを追加 ・ 避難所外避難者への対策として、市町村は被災者の把握方法や、物資等の供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努めることを追加

体系		修正の内容
第5節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 市町村と連携して、住民や施設管理者等が、自ら避難情報や警戒レベル相当情報などから判断し、適切に避難行動がとれるよう、災害時に想定される災害毎に、避難場所や確認すべき防災情報などを記載した「災害・避難カード」や「マイ・タイムライン」などの作成の促進に努めることを追加 建設型応急仮設住宅の設置計画の策定に関する事務オペレーションを円滑に実施するため、救助実施市や関係団体と連携した訓練等の充実に努めることを追加
第6節	帰宅困難者対策	<ul style="list-style-type: none"> 県と政令指定都市が連携して作成した企業のための帰宅困難者チェックシートの活用や企業の帰宅困難者対策の促進を図ることを追加
第7節	要配慮者等に対する対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設団体や職能団体等の関係団体と協働して、要配慮者を広域的に支援するため、かながわ災害福祉広域支援ネットワークを設置し、平時から連携強化を図ることを追加
第8節	飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年7月豪雨では、国からのプッシュ型支援が実施されたことを受け、発災後速やかに実施される大量の物資の支援を受け入れる体制の必要性について追加 改正災害救助法を踏まえて策定した資源配分計画に基づき、迅速かつ公平に物資等を市町村に配分、供給する体制の必要性について追加 大規模災害時に、広域物資拠点や物資受入拠点（地域内輸送拠点）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制の確保について追加 民間事業者との協定の締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築することを追加 災害対策本部に設置する資源配分連絡調整チームの円滑なオペレーションを確保するため、救助実施市や民間団体と連携した訓練や研修の充実に努めることを追加
第9節	医療・救護・防疫対策	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療救護計画の修正内容を反映 小児・周産期医療分野について、災害時小児周産期リエゾンが災害医療コーディネーターをサポートすることを追加

体系		修正の内容
第 10 節	文教対策	<ul style="list-style-type: none"> 行政と所有者等との文化財情報の共有化を進め、地震・津波・浸水対策も含めた文化財の防災意識の啓発を図るため、「文化財防災マップ」を作成・公表したことを追加 県教育委員会及び市町村教育委員会で組織する「県・市町村文化財大規模災害対策検討分科会」の協議に基づき、「神奈川県文化財防災対策マニュアル」を作成したことを追加
第 11 節	緊急交通路及び緊急輸送路等の確保対策	<ul style="list-style-type: none"> 国が平成 30 年 3 月の道路法改正において、物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、国際海上コンテナ車の特車通行許可を不要とする措置の導入や災害時の道路啓開・災害復旧を国が代行する制度を創設したことを追加
第 12 節	ライフラインの応急復旧対策	<ul style="list-style-type: none"> ビッグレスキューなどライフラインの応急復旧のための実働訓練を実施し、応急復旧体制の充実に努めることを追加
第 14 節	広域応援体制等の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 国では、全国の地方公共団体の人的資源を活用して被災市区町村を支援するための応援職員派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員等による支援を含む。）を整備していることを追加 国によるプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムが定着していることから、こうした支援を円滑に受け入れるためには、県が市町村のニーズの把握や関係機関との調整など、総合調整機能を発揮し、迅速な対応の必要性について追加 改正災害救助法を踏まえ、県は、資源配分計画に基づき、県域全体で公平に物資等の供給が実施できるよう、広域的な観点から調整を行う必要があることから、災害対策本部における資源配分調整体制、現地災害対策本部を通じた情報収集体制など、総合調整機能を高める体制整備の必要性について追加 全国からの人的・物的支援を適切に受け入れられるよう、市町村の支援ニーズの把握や物資拠点の調整などを担う現地災害対策本部の機能の充実や、職員の対応力強化に向けた研修や訓練等に取り組むことを追加

体系		修正の内容
第 15 節	県民の自主防災活動の拡充強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設等の管理者等は、介護保険法等の事業法等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画や業務継続計画（BCP）の作成に努めることを追加
第 16 節	災害救援ボランティア活動の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制や被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進することを追加 ・社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、防災ボランティア活動の環境整備に努めることを追加
第 17 節	防災知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図ることを追加 ・防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進することを追加 ・住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、分かりやすく発信することを追加
第 18 節	防災訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・国のプッシュ型支援や被災市区町村応援職員確保システムの定着化、災害救助法の改正を受けて策定した資源配分計画に基づく配分調整など、新たな動向に対応できるよう、対応力を強化することを追加 ・災害対策本部を補完する現地災害対策本部との連携強化を図るための訓練や、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関と連携した、資源配分連絡調整チームの運営訓練などを実施することを追加
第 19 節	災害救助実施体制の充実【新設】	<ul style="list-style-type: none"> ・改正災害救助法を踏まえ、災害救助の実施体制の確保や関係機関との連携確保、災害救助の運用体制の充実などを追加

体系	修正の内容	
第3章 災害時の応急活動計画		
第1節	災害発生直前の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すことを追加
第2節	災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的な統一基準が策定されるまでの間、県は、災害発生時に、安否不明者・死者については、氏名等の最小限の個人情報を原則速やかに公表することを追加 ・台風第19号での経験を踏まえた大雨特別警報発表時における県職員の配備体制や災害本部体制の見直しについて反映 ・災害対策本部は、迅速かつ公平に物資等の配分、供給を行うため、資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼することを追加
第4節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生を把握した場合、市町村は可能な範囲で「災害発生情報」を発令し、命を守る行動を促すことを追加 ・避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にし、とるべき避難行動がわかるように伝達することを追加 ・改正災害救助法を踏まえて策定した「応急仮設住宅の供給に係る資源配分計画」に基づき、救助実施市と協議のうえ、建設型応急仮設住宅の事前配分の適用を決定し、設置計画を策定して、救助実施市とその他の市町村に資源配分を行うことを追加
第6節	救助・救急、消火及び医療救護活動	<ul style="list-style-type: none"> ・保健医療救護計画の修正内容を反映

体系		修正の内容
第 8 節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、救助実施市や物資や輸送の関係団体、国の機関等に参集を依頼し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施することを追加 ・国のプッシュ型支援が行われる場合には、資源配分連絡調整チームや現地災害対策本部等を通じて、市町村の被災状況やニーズに応じた配分の調整、物資輸送手段や物資拠点の調整など、物資の受援体制の確保に努めることを追加 ・災害対策本部に資源配分連絡調整チームを設置し、迅速で公平な物資等の配分と供給、調達等を実施することを追加
第 15 節	広域的応援体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請を行うにあたり、国は関係団体と協議の上、総務省及び関係団体で構成する確保調整本部を設置し、応援職員の派遣に関し総合調整を行うことや必要に応じて、現地調整会議を設置することを追加
第 17 節	災害救助法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・改正災害救助法に伴う適用手続きや資源配分の連絡調整の実施を追加
第 4 章 復旧・復興対策		
第 1 節	復興体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧・復興に取り組む市町村への人的支援も県の重要な役割と位置づけ、県職員の派遣のほか、県外自治体への応援要請などにより、人的支援に努めることを追加 ・「災害時における家屋被害認定調査等への協力に関する協定」に基づき、生活再建に係る各種支援の前提となる住宅等の被害の程度を認定する調査等への協力を神奈川県土地家屋調査士会に要請することを追加 ・復旧・復興期における輻輳する多種多様な情報を整理し、ホームページや広報紙等を利用して提供することや臨時相談窓口や電話相談窓口等を設置し、生活再建や事業復興の不安に対する相談に応じることを追加

体系		修正の内容
	復興対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> 復興計画案について、県民、市町村、関係機関、団体等の意見を聞き、作成することを追加 復興法において、被災地方公共団体等からの要請及び当該被災地方公共団体等における工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して必要な場合は、漁港、道路、海岸保全施設、河川等の災害復旧事業等の工事について、国または都道府県が代行できることが明記されたことを追加 令和元年房総半島台風（台風第15号）及び令和元年東日本台風（台風第19号）を受け、被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給対象とならない被災世帯に対して、その生活の再建を支援するための独自の制度（神奈川県被災者生活再建支援金）を創設したことを追加
第2節		

第3編 火山災害対策編

体系		修正の内容
前文		<ul style="list-style-type: none"> 箱根山における令和元年の状況を追加
第1章 災害予防		
第2節	災害応急対策への備え	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成及び火山専門家等の意見の活用について追加
第2章 災害時の応急活動計画		
第2節	活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請について追加
第4節	避難対策	<ul style="list-style-type: none"> 県避難所マニュアル策定指針の改正を受け、市町村は被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めることを追加

第4編 雪害対策編

体系		修正の内容
第2章 災害時の応急活動計画		
第3節	活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請について追加

体 系		修正の内容
	第 4 節 除雪の実施、 災害の拡大防 止及び二次災 害の防止活動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じることを明記 ・専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うことを明記

第 12 編 大規模な火事災害対策編

体 系		修正の内容
第 1 章 災害予防		
	第 4 節 災害の拡大 防止と二次 災害の防止 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講じることを明記 ・専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うことを明記

第 15 編 その他の災害に共通する対策編

体 系		修正の内容
第 2 章 災害時の応急活動計画		
	第 5 節 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ・県避難所マニュアル策定指針の改正を受け、市町村は被災者が安心して避難所で避難生活を送れるよう、適切な指定避難所の指定の促進と周知の徹底、避難所の生活環境の整備など、必要な対策に努めることを追加